

第4次 厚木市男女共同参画計画

概要版



厚木市マスコットキャラクター

あゆい回

男女共同参画社会とは…

男女共同参画社会とは、誰もがお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる社会です。

男女共同参画はなぜ必要なの？

「男性は仕事、女性は家庭」といったような性別による固定的な役割分担に基づく人々の意識や社会慣行は依然として根強く、様々な場面で男女間の不平等を感じることもあります。

そのため、男女の人権の尊重や性別による固定的な役割分担の解消、政策・方針決定過程等のあらゆる分野における女性の参画推進、家庭生活と職業生活の両立などの視点に基づき、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組むことが必要です。

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成15（2003）年に男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画計画」を策定しました。その後、平成25（2013）年には、「第2次男女共同参画計画」、平成30（2018）年に「第3次厚木市男女共同参画計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、男女共同参画に向けた様々な施策を推進してきました。

今後も施策を継続的に行い、誰もがお互いに人権を尊重し、一人一人が生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「第4次厚木市男女共同参画計画」を策定します。

(1) 国・県の動き

男女共同参画社会基本法に基づき、国は平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、以来5年ごとに、計画の改定を行いました。また、県は平成15（2003年）に「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、以来5年ごとに、計画の改定を行いました。

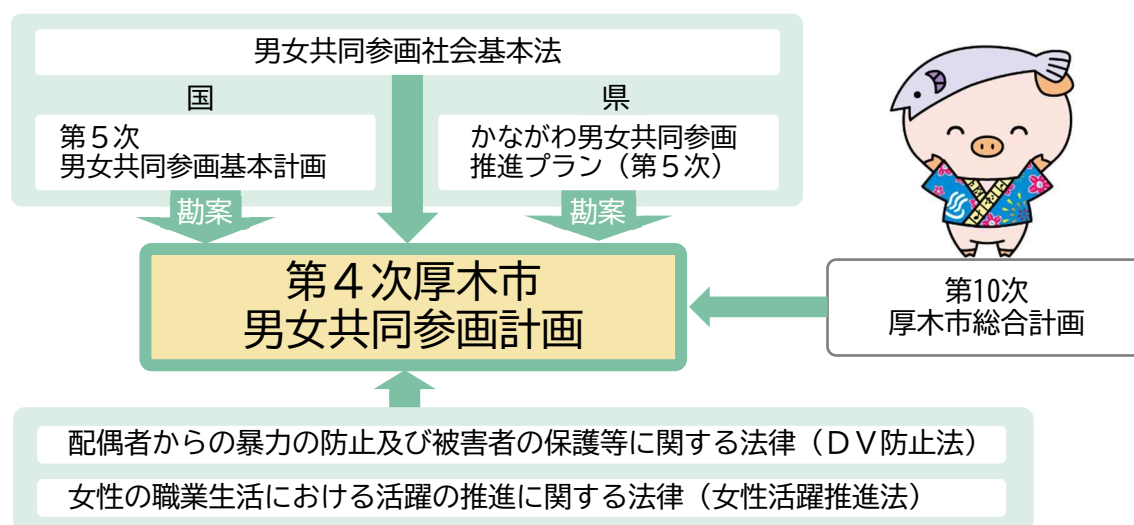
(2) SDGsへの取組

「SDGs」が、掲げる17の目標のうち、本計画に関係が深い目標5「ジェンダー平等を実現しよう」や関連するSDGsの目標の実現に向け、総合的な男女共同参画を推進します。



2 計画の位置付け

厚木市男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するための「市町村男女共同参画計画」であり、第10次厚木市総合計画と整合を図った個別計画です。



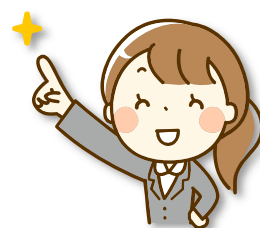
3 計画の期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

厚木市の男女共同参画の現状

1 男女共同参画に関わる本市の現状

- (1) 厚木市人口ビジョンの推計では、少子高齢化が進展し、年少人口（0～14歳）割合は平成27（2015）年の**12.8%**から令和47（2065）年には**10.2%**となることが見込まれています。一方、後期高齢者人口（75歳～）割合については、平成27（2015）年の**9.1%**から令和47（2065）年には**23.5%**と**大幅に上昇する**ことが見込まれています。また、人口減少社会が到来し、本市の総人口は令和2（2020）年に224,536人で、人口対策を講じない場合は、2065年には15万6千人までに減少すると推測されています。
- (2) 本市の審議会等における**女性委員の割合の推移を見ると、平成30（2018）年以降増加傾向**にあり、令和3（2021）年で30.6%となっていますが、国（42.3%）、神奈川県（38.8%）と比べて、各年ともに低くなっています。



2 令和3年度男女共同参画市民意識調査結果から見える本市の現状

- (1) 女性にとって望ましい働き方の考え方については、平成28（2016）年に比べ、「**結婚・出産してもずっと就業する**」の割合が増加（38.8%→44.2%）しています。一方で、「出産したら仕事を辞め、子育てが終わってから再度就業する」の割合は減少（42.3%→29.4%）しています。
- (2) 政治や政策決定の場における男女の地位の平等感については、経年で見ると、平成28（2016）年に比べ「**男性優位**」の割合が増加（66.1%→74.8%）し、「平等」の割合が減少（16.2%→7.9%）しています。また、国・県との比較で見ると、「平等」の割合が低く、県に比べ「男性優位」の割合が高くなっています。
- (3) 性別に関わりなく活躍できる社会の実現に必要な取組については、経年で見ると、平成28（2016）年に比べ、「**賃金や昇進等、職場における男女格差是正に向けた働きかけを行う**」（35.1%→39.6%）、「**幼児期から男女共同参画意識を育成する**」（27.7%→35.2%）、「**社会的なしきたり、慣習意識を改めるための啓発活動を充実させる**」（21.5%→29.0%）の割合が増加しています。



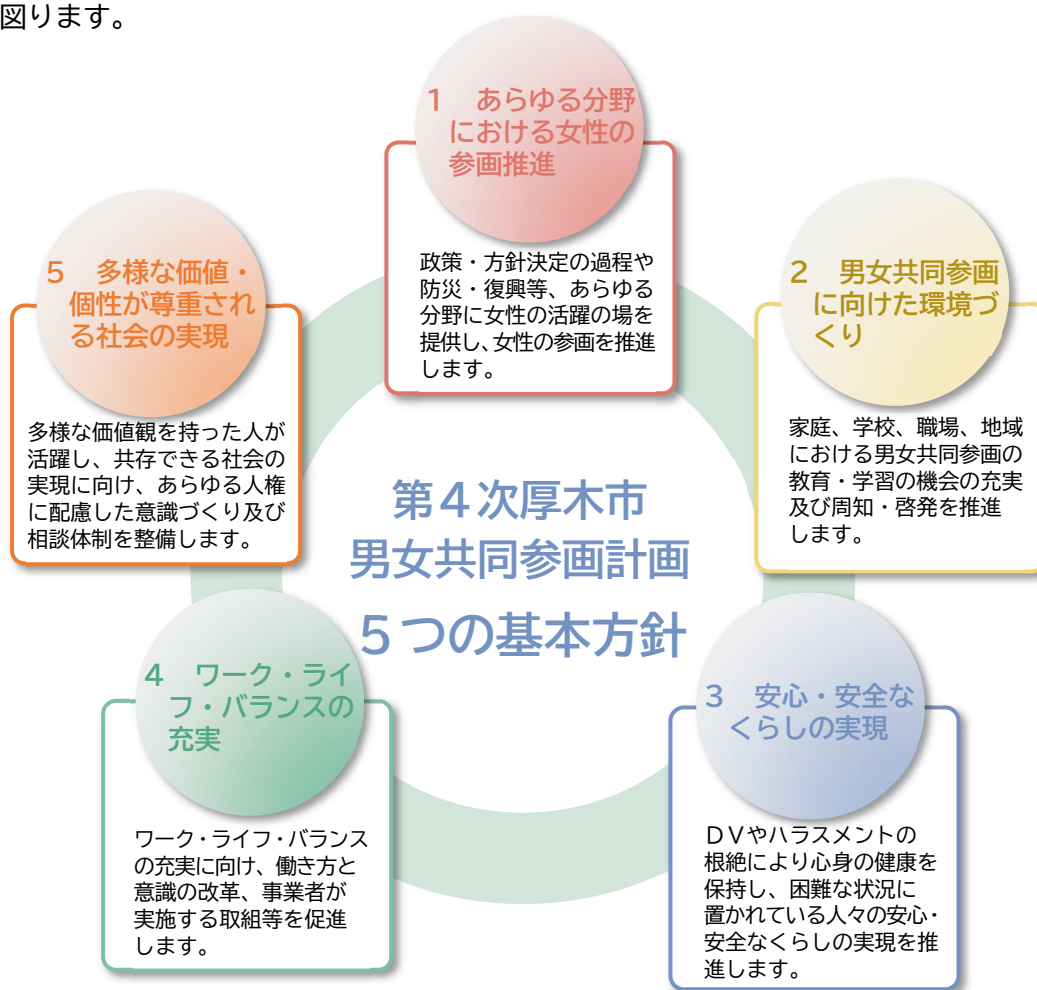
計画の基本的な考え方

1 基本目標

誰もがお互いを尊重し、生き生きと暮らせる社会をめざします

2 基本方針

基本目標を達成するため、5つの基本方針を設定し、本市の男女共同参画計画の継続及び着実な推進を図ります。



3 施策の方向

基本方針に基づいて、具体的な施策を推進するため、「施策の方向」を設定します。

4 市の取組・みんなができること

基本方針に基づく、施策の方向を実効性のあるものにするため、市と市民等がそれぞれの責任を自覚し、具体的な施策に協働して取り組みます。社会情勢、第3次計画の課題等を踏まえ、特に重点的な市の取組をする必要がある事業には、「重点取組」を設定します。

成果指標

基本方針の成果を評価する成果指標

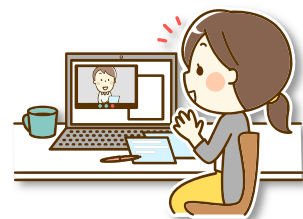
本計画における基本方針の成果を明確にするための指標として、成果指標を示します。

1 実施事業の成果指標

基本方針の成果を図るため、基本方針に基づき市が取り組む実施事業（市の取組）の成果の代表となる指標名、現状値及び目標値を示します。

2 男女共同参画市民意識調査の成果指標

基本方針の成果を図るため、5年ごとに実施している市民意識調査で、代表となる指標名、現状値及び目標値を示します。



基本方針	成果指標	代表となる指標名	現状値 令和3(2021)年度	目標値
				1 令和9(2027)年度 2 令和8(2026)年度
基本方針1	1	各種審議会等における女性委員の割合	30.6%	45.0%
	2	政治や政策決定の場において、男女の地位が「平等」と回答した割合	7.9%	20.0%
基本方針2	1	男女共同参画推進講座等参加者の満足度	89.0%	100.0%
	2	「男性は仕事、女性は家庭」という性別で役割を区別しない考え方に共感する割合	69.4%	80.0%
基本方針3	1	がん検診受診率	22.8%	29.0%
	2	DVを受けたとき相談した割合	20.1%	30.0%
基本方針4	1	放課後児童クラブ入所率	91.1%	100.0%
	2	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う割合	47.5%	60.0%
基本方針5	1	人権講座参加者の人権意識高揚度	92.9%	96.0%
	2	性的少数者(LGBTQ等)の方にとって、偏見や差別等がなく、生活しやすいと思っている割合	10.2%	30.0%



※ 目標値の設定年度

成果指標1：本計画満了年度（令和9（2027）年度）

成果指標2：次回の市民意識調査実施年度（令和8（2026）年度）

施策の展開

基本方針－施策の方向－市の取組・みんなができること

※ は重点取組

基本方針1 あらゆる分野における女性の参画推進		
施策の方向	市の取組	みんなができること（市民・地域・学校・事業所等）
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会等における女性の参画推進 行政における女性職員の登用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市政全般に常に関心を持ち、市の審議会等の委員の公募に積極的に応募しましょう 自治会、PTA等の地域活動の会長等に、女性を積極的に登用しましょう NPO等の市民公益活動団体の役員等に、性別による偏りがない登用をしましょう
(2) 地域活動における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> 防災における女性の参画とリーダーの養成 女性消防団活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から、家庭や周囲と男女共同参画について話し合う機会を持ちましょう 性別に関わりなく、積極的に地域での防災活動などに参画しましょう 自治会、PTA等の地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心掛けましょう 防災における地域での取組に女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を構築しましょう
(3) 女性の能力向上の支援	<ul style="list-style-type: none"> 起業、キャリアアップ支援 行政における女性職員の人材育成 理工系分野におけるキャリア支援講座等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> スキルアップのための講座に積極的に参加しましょう 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性の適材適所の登用に向け、更に踏み込んだポジティブ・アクションを実施しましょう 雇用や再就職のための機会の提供に努めましょう

基本方針2 男女共同参画に向けた環境づくり		
施策の方向	市の取組	みんなができること（市民・地域・学校・事業所等）
(1) 男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立った施策の推進 職員研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点でメディアを主体的に読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を身に付けましょう 様々な活動の場で男女共同参画の視点に立った意識の改革を進めましょう 男女共同参画社会への理解と認識を深めましょう
(2) 男女共同参画の更なる推進に向けた啓発と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画意識高揚のための啓発 情報誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙及びホームページから男女共同参画に関する情報を入手し、活用しましょう インターネットやテレビ等のメディアの情報や表現が男女平等であるか読み解く力を身に付けましょう 性別にとらわれない多様な生き方の理解促進を積極的に取り組みましょう 過度な性的な表現や暴力を連想させる表現を使用しないようにしましょう
(3) 学校教育における男女共同参画の教育・学習等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校における男女共同参画に係る情報提供 学校や家庭における男女共同参画の学習機会の充実 男女平等教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画について、学んだことを話し合い、自己学習に努めましょう キャリア教育やライフプランニング支援など男女共同参画の視点に立った教育を推進しましょう
(4) 家庭・地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学習機会の提供 多様な子育て支援 出生率上昇の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画、家庭教育支援に関する講座や講演会などに積極的に参加し、学んだことを実践しましょう ボランティア活動などの地域活動や地域の行事に参加しましょう 性別に関わりなく、積極的に家庭での家事・育児・介護に参画しましょう 地域コミュニティにおける男女共同参画の意識向上に努めましょう

基本方針3 安心・安全なくらしの実現

施策の方向	市の取組	みんなができること（市民・地域・学校・事業所等）
(1) DV・性犯罪等の根絶に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のDV相談及び被害者支援 ・体感治安と公共の場における安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識を持ちましょう ・DV被害、性犯罪及びストーカーにあった場合は、悩まないで相談しましょう ・配偶者、パートナー及び家族等から暴力を受けている人を発見したら、相談支援センターや警察に通報しましょう ・パトロール等の実施により、犯罪防止の意識の向上を図りましょう
(2) ハラスメントの防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政におけるハラスメント防止の推進 ・ハラスメント防止のための啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則などを確認し、働く場での条件、権利、義務を理解しましょう ・雇用・待遇上の問題やセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、様々な問題の相談窓口の情報を把握し、困ったことがあれば速やかに相談しましょう ・職場における不合理な制度・慣習、年齢や性別によるアンコンシャス・バイアスに気付き、見直しましょう ・「パワーハラスメント防止措置」について理解し、ハラスメント防止対策について、必要な措置を講じましょう
(3) 誰もが生涯を通じて、生き生きと暮らせる心身の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検診（健診）の推進 ・男女の健康づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診や各種健康診査を積極的に受診し、自分の健康づくりに主体的に取り組みましょう ・悩みを一人で抱え込まず、家族や友人、専門家、公的機関等に相談しましょう ・地域のみんなが協力して健康づくりに取り組みましょう
(4) 困難を抱えている女性等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・困難を抱えている人に対する支援 ・各種相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安に思うことがあるときや支援が必要なときは、相談できる人や様々な相談窓口へ相談しましょう ・日頃から、温かく見守り、声をかけ合いましょう ・相談を受けたり、相談窓口等の情報を提供したりしましょう

基本方針4 ワーク・ライフ・バランスの充実

施策の方向	市の取組	みんなができること（市民・地域・学校・事業所等）
(1) 多様なライフスタイルに対応したワーク・ライフ・バランスの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供 ・勤労者のための相談体制の充実 ・あつぎ家庭の日、あつぎ家庭読書の日の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業制度を利用し、男性も積極的に家事や育児、介護に関わりましょう ・育児や介護に関する支援制度についての情報を集め、積極的に利用しましょう ・労働時間や年次有給休暇等取得状況の調査を行い、問題点に対する改善策を検討・実施しましょう ・ワーク・ライフ・バランスなどについての研修やセミナーなどを企画して学び、推進する環境をつくりましょう
(2) 持続可能な働き方の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童対策事業の推進 ・多様な働き方に対応した子育て支援の充実 ・家庭教育への支援 ・育児・介護等の相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児、介護等の悩み事や問題があるときは、相談窓口を利用しましょう ・子育て支援サービスについて情報を集め、利用しましょう ・地域における子育て支援のネットワークづくりを進めましょう
(3) 事業者における新たなワークスタイルの創造	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の子育て支援推進 ・ワーク・ライフ・バランスの取組促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の福利厚生制度を積極的に利用し、自らの働き方を見つめ直しましょう ・長時間労働を減らし、勤労者の健康とモチベーションアップや働きやすい職場づくりの取組について啓発しましょう ・ICT（情報通信技術）を活用し、働く時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方の導入を検討しましょう

基本方針5 多様な価値・個性が尊重される社会の実現

施策の方向	市の取組	みんなができること（市民・地域・学校・事業所等）
(1) あらゆる人権に配慮した環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員への人権教育等の実施 ・人権教育・啓発の推進 ・性的少数者（LGBTQ等）の方に対する理解を深めるための啓発 ・パートナーシップ宣誓制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなことが人権侵害に当たるかを学び、人権を尊重しましょう ・自分の周りにも性的少数者（LGBTQ等）の方がいると思って行動しましょう ・性的指向や性自認を本人以外に勝手に話したり、カミングアウトを強制したりすることはやめましょう ・人権侵害や犯罪を許さない意識啓発など、自治会等での広報に協力しましょう
(2) 人権尊重社会の実現に向けた相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策 ・各種相談事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みや不安は一人で抱えず、まずは誰かに話してみよう ・悩みを相談されたときは、相手の気持ちを否定せず、耳を傾けるとともに、専門機関へ情報を提供しましょう

計画の推進体制

1 庁内の推進体

本計画を着実に推進するため、本計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、「厚木市男女共同参画推進委員会」及び「厚木市男女共同参画庁内推進会議」によって、定期的な評価・見直しを行うことで、本計画の全庁的な進行管理を実施します。

2 市民・関係団体等と連携した推進

市民・関係団体等が家庭や地域、職場などのあらゆる場において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報掲載、情報誌の配布、講座の開催等による啓発を推進します。

3 国・県等との連携した推進

国や神奈川県等と適切に情報共有を行い、啓発事業や支援体制の充実を図ります。

4 進行管理

進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」、「DO（実施）」、「CHECK（評価）」、「ACTION（改善）」のサイクルを実践していくことにより、施策の成果の向上を図ります。

本計画の総合評価については、計画終了年度の前年度に市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する意識の変化や実態の把握、実施事業の結果及び厚木市男女共同参画推進委員会等からの意見を踏まえ、本計画の基本目標の達成状況により評価します。

第4次厚木市男女共同参画計画（概要版）

発行：厚木市 企画・編集：協働安全部 市民協働推進課 発行年月：令和5年3月
 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号
 TEL (046) 225-2215 FAX (046) 221-0275
 URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>